

# 水道使用開始にあたって

上水道を利用するときの案内です。  
大切な案内ですので、使用前にお読みください。

## ●水道検針

水道検針は、4・6・8・10・12・2月の10～25日に行います。(2ヶ月に1度)

## ●料金のお支払い

※検針票で水道料金のお支払いはできません。

水道料金は、5・7・9・11・1・3月の請求です。(2ヶ月に一度)

### 水道料金のお支払いは**便利な口座振替**をご利用ください

三芳水道企業団では水道料金のお支払いについては、口座からの振替をお客様にお勧めしています。

- ・口座振替のお手続きは、後日発送する初回の水道料金納入通知書と預金通帳、通帳印をご持参のうえ、直接、金融機関の窓口へお申し出ください。
- ・口座振替依頼書は館山市内と南房総市内の金融機関に用意されています。
- ・振替日は、奇数月の25日です。(25日が金融機関休業日のときは翌営業日に振替になります。)

### ・料金取扱金融機関(各本支店)

○館山信用金庫 ○千葉銀行 ○三井住友銀行 ○京葉銀行 ○千葉興業銀行  
○中央労働金庫 ○君津信用組合 ○安房農業協同組合○千葉県信用漁業協同組合連合会  
○郵便局  
(郵便局では、納入通知書でのお支払いの場合、納期限内かつ関東・山梨県内の局のみの取扱いです。)

**館山市役所内の千葉銀行派出所では、お取り扱いすることができません。**

コンビニエンスストアでもお支払いができます。

クレジットカードの取扱はございません。

## ●お問い合わせ

三芳水道企業団の相談窓口(午前8時30分から午後5時。土・日・祝日・年末年始は除く。)

●水道料金や使用者変更、使用開始(中止)などについて	お客様サービスセンター (電話 0470-25-7311)	●新しく水道を引いたり、水道設備の改造をしたりしたいとき	業務係 (電話 0470-22-3782)
●道路などで漏水を見つけたとき	施設維持班 (電話 0470-22-3783) 【夜間など業務時間外】 作名浄水場 (電話 0470-23-3097)	●水道水の水質	浄水班(作名浄水場) (電話 0470-23-3097)

※裏面もご覧ください

## 水道設備（給水装置）のメンテナンスはお客様ご自身でおねがいします

水道設備（給水装置）はお客様の財産です。

給水装置の管理を適正に行わないと、水漏れや水の濁りなどが発生する場合がありますので、日頃から水道メーターの点検や朝一番に汲んだ水道水に濁りなどがいないかチェックを行いましょう。

### ○給水装置とは

公道などに埋設された配水管（本管）の分岐部分から、ご家庭の“各じゃ口”，までの水道設備を総称して「給水装置」といいます。給湯器なども給水装置に含まれます。

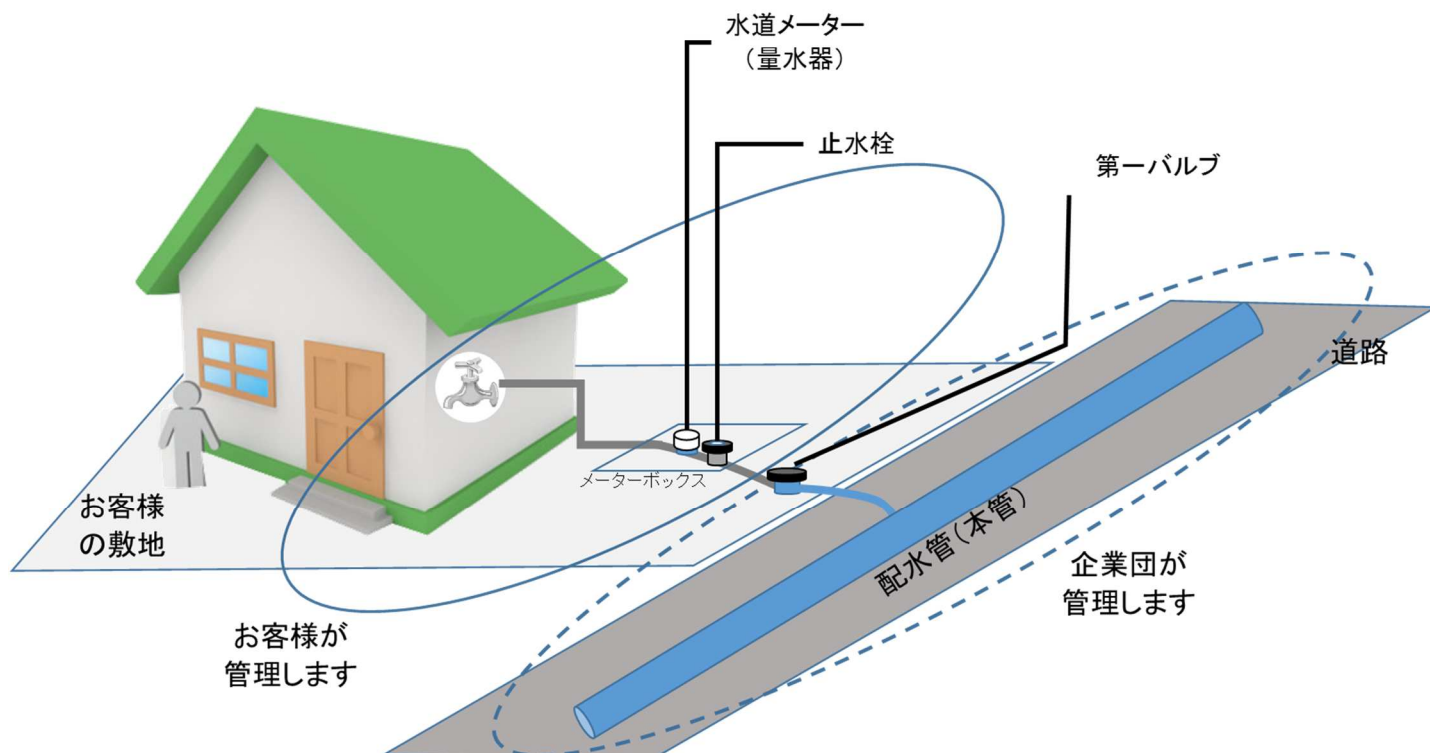
### ○給水装置の維持管理はお客様ご自身でお願いします。

ご家庭の給水装置はお客様の財産ですから、給水装置の漏水修理や改造はお客様ご自身で行っていただく必要があります。「じゃ口の水が止まらなくなったので修理して欲しい。」といったご要望を企業団にお寄せいただくお客様がいらっしゃいますが、企業団ではこのようなご要望にはお応えできません。

給水装置の新設・改造・修理・撤去など、工事が必要な場合はお近くの三芳水道企業団指定給水装置工事事業者にご相談下さい。ご不明な場合は、企業団に直接お問い合わせいただくか、企業団のホームページをご覧ください。

### ○給水装置の管理区分（下の図をご覧ください。）

給水装置のうち公道などに埋設されている部分については設置完了後に、管理上、三芳水道企業団に寄付していただいています。また、公道からお客様の敷地内に設置してある第一バルブ（止水栓）までは、三芳水道企業団が維持管理を行いますが、第一バルブから水道メーターを経て建物内のじゃ口まではお客様が維持管理を行わなければなりません。



三芳水道企業団のホームページをぜひご覧ください。水道に関するより詳しい情報が掲載されています。

ホームページアドレス [http://www.awa.or.jp/home/pww\\_344](http://www.awa.or.jp/home/pww_344)